6月議会(平成15年第2回定例会)堀内英樹の一般質問会議録

平成15年6月18日質問

○議長(吉川米義) それでは、順番に発言を許します。

5番、堀内議員。

(5番 堀内英樹 登壇)

○5番(堀内英樹) 皆さん、おはようございます。5番、堀内英樹でございます。一般質問をさせていただきます。

統一地方選挙が4月13日と27日に行われました。1947年に新しい地方自治制度とともに始まり、今回は15回目でございます。総務省に聞きましたところ、全国で2,344の選挙があり、地方選挙全体の35.7%を占めると、懇切丁寧に教えてくれました。政府の役人、よほど時間に余裕があるのか、何でもよく調べているなと感心した次第でございます。

ところで、きょうは16人の議員全員がそろっておられますが、何年ぶりでしょうか。

まあ、余談はさておくとして、私も皆さんとともに、この統一地方選挙を戦った一人でございます。選挙を通じて、有権者の方々と接する機会が数多くございました。その中で皆さんから指摘があった選挙についての問題点や、今後の課題を中心に質問したいと思います。

大きな項目の1、公職選挙の執行と今後の課題について。その1、公職選挙法が適用される地方公共団体の議会議員及び長、衆参議院の選挙について、その執行に当たり特に留意すべき点は何か、見解をお伺いしたい。

その 2、選挙の公平性を確保する上で、情報提供と投票機会の均等化は前提条件であります。次のことについて所見をお聞きしたい。ポスター掲示場の配置について、投票所の設置と有権者数の関係について、施設における不在者投票の運営と管理について。

その3、選挙活動の今後の課題と改善について、どのように対処されるのか。選挙公報の 発行について。公共施設での政党などのポスターの掲示について。

その4、障害者に対する選挙の情報提供や投票機会の確保について、どのような配慮がなされているのか。実例を挙げて説明をお願いしたい。

大きな項目の2に参ります。上牧町個人情報保護条例の制定について。

その1、ようやく上牧町個人情報保護条例案が提出されたが、制定の意義と、どこに力点 を置かれたのか。具体的に述べられたい。

その2、この条例が町情報公開条例施行から2年半もおくれて制定される事由について。 その3、8月から住民基本台帳ネットワークが本格的に稼働するが、この条例をどのよう に活用されるのか、その方針をお伺いしたい。

大きな項目の3に参ります。りそな銀行に対する評価と今後の取引について。

その1、上牧町のメーンバンクであるりそな銀行(旧大和銀行合併後)が公的資金投入の申請を行った事態を踏まえ、公金管理と資金調達コストの観点から、どのように評価しておられるのか。

その 2、公金管理の安全性と資金の調達コストを考えて、取引金融機関の危険分散をどのように進められるのか、見解をお聞きしたい。

以上が私の質問項目でございます。

質疑は一問一答でお願いし、再質問は自席で行わせていただきますが、どうぞご理解をお願いします。

以上です。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 最初のところから答弁よろしくお願いします。
- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) それでは、初めに質問項目の1の 、公職選挙法が適用 される地方公共団体の議員及び長、衆議院・参議院選挙についての我々が特に注意をしている点ということでございますが、我々事務をさしていただいておる中では、事務処理上のミスは絶対にないように、許されないものとして心にとめて事務を進めさせていただいております。

それと、これにつきましては、投票率の向上ということを目指して、いろいろ事務を進めていると。それまでの啓発活動、また投票当日におきましては、投票所に入りやすい、投票しやすいという雰囲気づくりに努めているつもりでございます。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今、3点ばかり挙げていただきました。もう少し違う観点があるんじゃないかというふうに私は考えております。議員につきましては、ご案内のとおり、間接民主主義の考え方による代議制でございます。それから、市長については大統領制をとっておりますから、直接選挙でございます。いずれにしても、有権者みずからの意思で選択し、そして議員あるいは長に委任することには変わりございません。その限りにおいては、議員や市長が判断し、また決定したこと、この議場でいろんなことも決められます。有権者の意思とみなされる。ここが非常に大事であって、したがって、そのために選挙に必要な情報提供と

か投票機会の公平性、そして投票の秘密性が確保される。これが私は一番大事じゃないかなというふうに思っております。その点はどのように考えですか。

- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 今おっしゃったことは、我々もふだんから気にとめて事務を進めさせていただいております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それじゃ、次のポスターの掲示のところ、お願いします。
- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 次、 番のところでございますが、ポスター掲示場の配置でございます。このポスター掲示場の配置につきましては、法令でこれは定められております。法令で申し上げましたら、法の144条の2の2及び3ということで、各投票所のポスター掲示場の個数が出てまいりますので、これに基づいて、その地区の投票地区のなるべく効果のある場所、いわゆるところに設置をさしていただいておるところでございます。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今、投票所との関連でポスターの掲示場が定められていると、こういう お話でございますが、後で投票所の話、ちょっとさせていただきます。

まず、ポスターなんですが、ちょっと調べてみましたら、ポスター掲示場 1 カ所当たりにどのぐらいの有権者がおられるか。まず投票所に関していいますと、平均で224人になります、1 カ所当たりの有権者の数が。最小が35人。順番に言いますと、三軒屋、金富、梅ケ丘、片岡台 2 丁目、この順番になります、少ない方から。それから一番大きいのが、ポスター掲示場 1 カ所当たりの有権者、最大が416人、これは私どもの桜ケ丘の投票所でございます。それから次に多いのは片岡台 3 丁目、次いで服部台、滝川台、この順番です。それから、大字ごとに見てみました、大字ごとに。これ、ポスター 1 カ所当たりの世帯数ですね、大字単位で見ますと、平均で103世帯ございます。一番少ないのは、やはり13世帯、これは三軒屋。その次、金富、梅ケ丘、片岡台 2 丁目と、この順番なんです。先ほど申し上げた投票所当たりの、つまり有権者の数とほぼ匹敵する。最大が317世帯、これはプレステアーバンです。これは 1 カ所しかない。次いで葛城台、桜ケ丘 2 丁目と、こういう状況なんですが、この点については、ちょっと細かい数字を挙げましたが、どのような考え方を持っておられるのか。よろしくお願いします。

○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。

- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 今堀内さんの示されたいわゆる世帯から割る数、住民の方の割る人数という考え方もあるんだなというふうにお聞かせはいただきました。ただ、我々は法的にいろいろ投票区が、1,000人未満で2キロ平方メートル未満の投票区につきましては5カ所という基準がございますので、これに基づいて、小さな三軒屋地区におきましても5カ所。大きな桜ケ丘の地区につきましてはどういう基準かと申し上げますと、1,000人以上5,000人未満の基準と。ご存じかと思いますが、この4平方メートル未満の地区につきましては7カ所と。この基準に基づきまして設置をさしていただいておると。なるべくその地区では効果のある場所というふうに、都度都度家の建っていく状況、道のなっていく状況等を見ながら、ちょこちょことは変えさしていただいておりますが、今の状態になっておるということでございます。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それじゃ、話としては、次の投票所の設置と、その有権者数の関係です ね。これは今一部その答弁ございましたが、簡単で結構です、よろしくお願いします。
- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 投票所の設置につきましては、従来から15カ所、上牧町におきましては15カ所ということで進めさしていただいております。いわゆるいろんな基準の中で、今、これ以上ふやせとか減らせとかいう話ではなしに、いわゆるその基準の中で投票所をさしていただいておる。昔の大字の流れのままで今の投票所ができておるんではないかというふうには考えております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 公職選挙法の関係、これは1,000人未満、1,000人以上、こういう基準からということと、それから大字単位で考えてこられたということだったと思います。で、これの投票所ごとに有権者数、どのぐらいおられるか。それから投票所までの時間・距離、この点もちょっと調べてみました。まず、投票所1カ所当たりの有権者数でございますが、平均では1,326人、最小が176人。これ、やはり三軒屋なんですね。順番は先ほどと同じです。金富、梅ケ丘、片岡台2丁目。最大は2,918人。片岡台3丁目、次いで桜ケ丘、服部台、滝川台、これも先ほどのポスターと同じような傾向が出ております。

それから、大字から、大字といいますか、場所によっては、玄関からでございますが、投票所までの時間・距離の大きさ、見てみました。一番やはり時間がかかったのが、これは実際私歩いてみたところです。葛城台、一番遠いところから五軒屋の投票所まで、やはり17分

かかる。実際歩いてみて、普通に歩いてね。で、プレステアーバン、これ、中へ入らせても らって、一番奥のおうちから、やはり15分かかる。南上牧。

ところが、葛城台17分、プレステアーバン15分、この2カ所、投票率はやはり低い。先ほど局長から投票率の向上、非常に大事だということであったんですが、葛城台を含む五軒屋40.5%、今回。これ、議会議員の選挙です。議会議員の選挙です。平均が60.24%、これは15カ所中最低。もちろん新しく入られたというふうな問題もあるでしょう。だけど、時間・距離との関係からいうと、こういうデータが出ている。

それからプレステアーバン、これも53.55%、15カ所中13番目。こちらの場合は施設も、 不在者投票等の問題もあろうかと思いますけれども、まず時間・距離との関係からいうと、 時間・距離の遠いところほど投票率はやはり低いというデータが現にある。ここのところを どのように受けとめておられるのか。いかがですか。

- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 今おっしゃったように、実際に私どもはその一番端の家から投票所まで歩いたことはなかったんで、大変参考になる数値かなと、このようには思いますが、例えば、今の投票所を従来設置されたときに、今の葛城台地区はなかったわけですね。いわゆるアーバンもなかった。そういう中で、従来からある投票所を利用して、投票をそこでしていただいたという流れの今現実そのままなんで、これから先の話はどうするかというような話が、恐らくここへ堀内議員出されると思うんですが、今のところは何もないと。

いわゆる大きな投票所の話がちょっと出ました。3,000人近い投票所の話が出ましたけども、いわゆる3,000人を超えてまいりますと、過大投票所ということで、古い話になりますけれども、昭和44年の選管の通知の中で、3,000人、おおむね3,000人ですが、これを超えるものにあっては投票区の分割を行い、適正化を図ることという文書がございます。それと、距離的な話、今、時間的な話をおっしゃったんですが、このときに、選挙人のいわゆる住所までの道のり、いわゆる家から投票所までの距離が2キロ以上で、2,000人を超える投票所については分割しなさいよと、こういう基準が示されておりますので、我々は、古い通知でございますが、これに基づいて進めさせていただいておるというところでございます。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今局長の方から、選挙法の基準、そして従来からの扱い等についてまとめた所見いただきました。これ、選挙管理委員会の管轄の問題ですので、町長に選挙管理委員会の扱いをどうかという聞き方は差し控えるべきなんですが、町長、今のやりとりを聞い

ていただいたと思います。公選法の関係とか、いろいろございます。で、一番大きな、私、こういうふうにしてやっぱり現実に見ると、公選法とかいろんな制約はあるけれども、やっぱり相当格差があるんですよ、地域によってね。一番どこが大きなその格差かいったら、ここやはり数年の間、人口が急増した大字、例えば葛城台であったり、これ直近ですわな。400世帯を超えたと。プレステアーバン、桜ケ丘の一部とか、こういうところが、それに見合ったポスターの掲示場とか投票所がやはりうまくバランスよく配置されてないというところが問題やと思います。当然これ、制度上の問題とか、いろいろありますけども、こういう実態について、町長、どのようにお考えか。所見をちょっとお聞かせいただきたいんです。

- ○議長(吉川米義) 杉田町長。
- ○町長(杉田重雄) 今、上牧町には15カ所の投票所があるわけです。これは旧来のところで 各大字に一つずつということで設けられたものでございます。恐らく15カ所は奈良県でも多 い方であろうと思います。ただ、今現在に申し上げますと、例えば葛城台と五軒屋、今、五 軒屋の方に投票所があるわけですが、やはり道一つ隔てるということは、物すごく行きにく いわけです。だから、何とか五軒屋の人に例えば説得して、公民館の方へ持っていくとか、 いろんなことを考えておるわけです。また、片岡台1丁目、2丁目を一つにするとか、いろんなことを考えておるわけです。また、片岡台1丁目、2丁目を一つにするとか、いろ んな方法があると思います。統廃合について、ひとつ選管の委員長の方にも申し入れて、何 とかこれ、15カ所をうまいこと有効に生かして、統合するところは統合し、また分けるところは分けると。分けるところは恐らくないと思います。恐らく統合でいくだろうと。ただ、 分けるところは服部と滝川台、これは大きいところ、これは1カ所ですが、ゆりが丘も含めて、ゆりが丘は下牧ですね。だから、こういうふうなところを一応いろいろと考えて、統廃合を考えながら、そのように選管の方へ、委員長の方へも、私、こうしたらどうかということを進言したいと考えております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 町長のお話、承っておきます。また、この統廃合については、木内議員 の方からも通告が出ておりますので、詳しいお話はそちらにゆだねたいというふうに思って おります。

それから、次の施設における不在者投票の運営と管理、どういうふうに行われておるのか。 ちょっと要点、簡潔にお願いします。

○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 施設における不在者投票の運営ですが、堀内議員のおっしゃっておるのは、いわゆる老人ホーム、いわゆる病院等の施設における不在者投票という

ことかと思いますが、この部分につきましては、その施設を指定するときに、奈良県選挙管理委員会の方から実地調査、私どもの町内である場合は私どもがついて参りますが、実地調査をされて、その上で指定をされておるということで指定がされます。実際の選挙がされるときにつきましては、その指定されるときに、どういう形に机を置き、受付はどういう形にし、記載台はどういう形に、どこの向きにおいて置きますよと、投票箱はどこにしますというような形で示されますので、その形をもって投票されておるものとして我々は認識をしております。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) そのとおりなんですが、ちょっと私申し上げたいのは、今、町内の施設の不在者投票ですね、病院2カ所、老人保健施設1カ所。ここに県の選管の資料がございますが、老人ホーム5カ所、合計、これで8カ所ございます。問題は、この投票用紙の請求とか投票事務の管理、これをやっぱり施設の長が職員を手伝わしてやっているということであって、つまり第三者の目が入ってない。つまり選挙管理委員会であったり、あるいはその施設以外の第三者の目が全く入っていない。これが1つ問題点。

それから、選挙情報もほとんど届いていない。それから、過去にもこの施設を舞台として、これは何も町内の施設と申し上げているわけではございませんが、ほかでも不正投票の舞台になったことがたびたび報じられている。こういうあたりが問題なんで、やはり公正性と、それから秘密性、これをどういうふうに確保するかというあたり、今後、私は制度としても改正する必要があるというふうに考えております。これからますます高齢者の方がふえ、あるいは痴呆性の方もふえてまいる。そういう状況の中で、きちっと見直すべきだろうというふうに考えておりますが、この点については、選挙管理委員会としてはどういう考えを持っておられるか、お尋ねしたい。

- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 我々の方も直接その不在者投票事務には、その施設における不在者事務にはタッチをしませんが、なるべくそういう今おっしゃったような疑いが持たれるようなことのないような制度、この点をどうかなというふうな疑問を持たれるような制度ではなしに、もうちょっとわかりやすいような、表にわかりやすいような制度に今後変えられるんであればそういうふうにしていただいたら結構かなと、このように思います。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それじゃ、次、その3、お願いします。

- 〇議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) それでは、 選挙活動の今後の課題と改善ですね。選挙 公報の発行についてというところでございますが、選挙公報、今回、県会議員、初めて県の 条例化をされまして発行されてまいりました。町長選挙なり町議会選挙で採用するにつきましては、今後のいろんな問題点等もございますので、検討課題であるというふうに考えております。
- 〇議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今回、有権者の方からいろんな声をお聞きしたんですが、その中で、これは選挙カーからの連呼ですね、これは相当ひどいと。騒音ばかりじゃないかという声まで聞きました。決してこれは公職選挙法で禁じられているわけじゃございませんが、選挙に取り組む候補者側、あるいは運動する側のマナーの問題として考えなきゃいけない。片岡台3丁目の、さきの5月臨時議会で緊急質問出ておりましたが、乗り入れを断られたというのも、この辺の事情によるものだというふうに思います。

それから、施設入所者への情報提供、これも実は、先ほど申し上げたように、あるんじゃないか。それから、投票率の低下への歯どめ。やっぱり投票率どんどんどんどん下がってきている。選挙公報もいろいろ課題ございますけれども、ぜひ実現する方向で取り組んでいただきたい。よろしくお願いします。

- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) ただいまお聞かせいただきました意見等、また選挙管理 委員会の方で、私の方から伝えまして、また検討課題の一つにさせていただきたいと、この ように考えます。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それじゃ、次、公共施設での政党などのポスターの掲示について、答弁 お願いします。
- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) 公共施設での政党等のポスター掲示ですね、いわゆる公 共施設といいましても、建物等ございます。ガードレール等ございます。場所によっては県 の管理の部分ございます。町の管理の分もございますが、県につきましては県の方でそうい う規制をされておると。規制の適用除外になっておる部分もあるかと思います。町の部分に つきましては、そういう部分は都市整備課の方が担当しておると。規制区域外もあるかと思

いますが、いわゆる余り町の方、選挙管理委員会といたしましては、どうのこうのというその場所については、そちらの方の条例なりに従っていただきたいと、このように申し上げております。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今、選挙管理委員会としての答弁ございましたんですが、非常にわかりにくい。ちょっと整理さしてください。みんなで一緒に考えたい、この問題は。といいますのは、有権者の方から、上牧町内で政党などのポスターがはんらんしている、これは明らかに美観を損なうという厳しい苦情をいただきました。私も町内の施設、特にいろんなところがあります。個人の建物とか、あるいは私の施設、病院のフェンスとか、いろいろございますけれども、そんなのを除いて道路、公園、ちょっとした建物に掲示されている政党のポスター、どのぐらいあるか確認して回りました。5月21日に回らしてもらったんですが、フィルム1本撮り切れなかった。そのぐらいたくさんあった。

それから、枚数に差はありますけれども、主要な政党、すべてございました。しかも非常に古いものから、もう字が読めないようなものから、これは何年かかっているんかというふうなものから、最近張られたというふうなものまでありました。その後も一部入れかわったポスターもありますけれども、総選挙近づいてきておりますと言われておりますから、総数としてはむしろふえる傾向にある。それと、近隣、北葛内、それから広域7町を見て回ったんですが、正確に数えたわけじゃございませんが、明らかに上牧町は多い。これは私、印象をぬぐえない。

そういう中で、今、許されるポスターがあると。これが現状でございます。許されるポスターがあるという話がございましたが、これ、唯一、選挙期間中の政治活動を目的としたポスター、これしかないと思います。これは公選法の284の8で認められたもので、県の選管の証明が添付されている。こういう小さいシールですね。添付されている。そのポスターだけなんです、許されるのは。こういうふうに掲示。しかも管理者の許可があったのかないか、それが問題。それから期間が、言うたらこれは県会の選挙ですから、県会の選挙が終わってなおかつ残ってるというのは、これは言ったらこの選挙法で認められたポスターではない。

そうすると、今あるポスターというのは、公共施設にあるいろんなスローガンもあれば、 あるいは何々党へ投票してくださいとかいうポスター、それから党首の顔のポスターも現に あります。そこらに大分あります。これはまだ証票が張ってある。ところが、これは県会議 員の選挙が終わったら撤去しなきゃいけないポスターです。となると、今あるポスターとい うのは、これは本来、公共の施設に掲示してはいけないものなんです。こうなれば、政党の特別なポスターでは決してなくって、つまり一般の屋外広告物と何ら変わらない。ところが、現に残っている。それから、それ以外に、政党の掲示板がございます。政党の掲示板とか広報板、これも公共の施設に取りつけられている。こういう状況ですから、だから屋外広告物としてやはりどうなのかということも見なきゃいけないんで、その点は、これは選挙管理委員会じゃなくて、町においてどういうふうに考えておられるのか。通告では町長だけご指名さしていただいたんですが、いかがでございましょう。

- ○議長(吉川米義) 建設部次長。
- ○建設部次長(外川武彦) 奈良県屋外広告物条例というのがございまして、担当しております。その中で、掲載等の適用除外という部分がございまして、先ほど局長が申し上げました中の公職選挙法その他の法令で定める選挙運動、というのは選挙期間中のものでございます。 それ以外に、政党その他政治団体が行う政治活動というのは、これは年間を通じてでございますけど、その分については適用を除外するという条文が条例の第6条であるわけでございます。

そういった形で、我々担当者といたしましても、交差点のちょうど目隠しになってしまって非常に危ないとか、そういったところについては、設置者について除外していただくようにお願いしているんですけれども、ガードレール等、フェンス、こういうものについては非常に多くの方が見られて、特別その方だけが利益を得るという部分じゃございませんので、一応そのまま認めているという形になっております。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) まず、屋外広告物の関係、これは県の条例集、法令も入っている分です。この中の第4条の第3項3号に、ちょっと話を簡潔にするために、道路上のさくというのがあります。道路上のさく、フェンスです。ほとんどが道路上のさくです。道路上のさくです。ここにちょっと絞ってお聞きしますが、今次長から答弁があったように、つまりあれは選挙期間中の政治活動であって、年がら年じゅうやっていいというものじゃない。これは県の選管で確認したんだけど、ちょっと今の答弁と少し、つまり選挙期間中のものと、それから通年、つまりいつでもできるものと、この2種類あったんだけど、いつでもできるものというのは、こういう形では認められてない。そこのところ、もう1度確認してください。この場での答弁は結構ですけれども、県の選管と見解が違うと思う。つまり県の選管で認められているものは、つまり県の証紙が張った分だけですよと、それ以外の政治活動に関するものは、

これは屋外広告物ですという見解です。これは風致保全課も同じ。そこのところをもう1度 確認いただきたい。そして、後日で結構でございますから、答弁をお願いしたいと思います が、議長、お願いしてよろしいですか。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) じゃ、よろしくお願いします。

次、参ります。もちろん、私、政治活動の自由は、これは憲法でも保障されているし、最大限保障されなならん。しかし、それも一定のルールの範囲であって、各政党に適切な対応を私は求めたいのでございますが、現実的な解決法として、いっそこの際、この掲示場を、ポスター掲示場、みんなで89カ所ですか、あんなには要らないと思いますけれども、設置できるところを何カ所でも設置されてはどうかなと。そして、とにかくそこら所構わず張るようなことは、やはりお互いに自粛していく。美観も損ねる。交通の妨げにもなる。そしてメンテもされていない。こういう状況では困るんで、公営の掲示場を何とか工夫して設置できないものかどうか。その辺いかがでしょう。

- ○議長(吉川米義) 建設部長。
- ○建設部長(松浦義弘) 今、堀内議員の方からお話のありました公営の政治活動用の掲示場と、当然設置する場所等にも、視界等の問題もございますし、それをすぐさま設置するというようなわけにもまいりませんので、それは、政治活動等、選管の関係もございますので、今後検討する課題かなというふうには思います。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それでは、その4、障害者に対する選挙の対応ですね、お願いします。
- ○議長(吉川米義) 行政委員会事務局長。
- ○行政委員会事務局長(_ 木雄一) それでは、 、障害者に対する選挙の情報提供、投票機会の確保でございますが、上牧町が近隣がしていないような独自の施策というようなものは、 残念ながら行ってはおりません。いわゆる法で定められた中でさしていただいておるという ことでございます。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 本議会にも意見書が出ております。私、障害の方々、やはり身体、知的 あるいは精神の障害等、いろいろ種類もございますし、またその方によって程度の差、いろ いろございます。どういうふうに対応するか、実に多様なんで、一概には非常に難しい点は あるんですけれども、これは制度の問題も含めて、やはりもっと取り組まれていいんじゃな

- いかなというふうに思っておりますんで、この点は強く要望しておきます。

 次、お願いします。個人情報保護条例です。
- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) 上牧町個人情報保護条例の制定について回答させていただきます。制定の意義と力点ということをお尋ねされているわけでございますが、ご存じのとおり、近年、情報化社会の急速な進展に伴い、その結果、個人情報の取り扱いに対する不安感も広がっているような状況にかんがみまして、町の各実施機関が保有する個人情報の収集、それぞれの段階における個人情報の適正な取り扱いに関する基準を確立するとともに、訂正、削除、利用等の中止の請求の権利を保障し、個人情報の取り扱いによって侵害されるおそれのある個人の利益を保護することを目的に策定いたしました。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今部長から、その目的について説明、あるいはまた留意点、ご説明いただいたんですが、この中で、私、個人情報の取り扱い、それを扱う町職員の方々の意識改革が一番大事じゃないかと思っています。特に個人情報に関しては、まさにプライバシーの最たるものであるし、一度個人情報が漏れてしまうと、あるいは不用意に漏らしたり故意に漏らしたりしてしまうと、ひとり歩きします。取り返しつきません。今から2年ほど前、13年の4月でございますが、上牧町情報公開条例に基づいて請求された方、その方の個人名が、役場の中あるいは学校、PTA関係、広く流れた。これをこの席で取り上げましたところ、だれが漏らしたらわからない、こういう答弁がございました。そのままになっておりますが、この事例などは、私、個人情報に対する認識不足甚だしいと考えております。だから、この条例制定の機会に、ぜひ個人情報を取り扱う町職員の方々の意識改革、これはぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。
- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) 先般の総務委員会でも回答させていただきましたように、当然そう いうことがあってはならないということは十分認識しております。今後については、一応、 職員の研修会等も開きまして、そういう形が確保できるように頑張っていきたいと考えてお ります。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 総務委員会でも質疑させていただきましたので、これぐらいにさしていただきます。

次に、その2の答弁お願いします。

- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) 2番目の、なぜ2年半おくれたかということでございますが、まず、情報公開条例が先決と考えておったわけでございます。情報公開条例とともに制定できていればよかったんですが、町の考えとしては、国の保護法ができ上がってからという考えを持っておりました。しかし、国の法律がご存じのとおりできず、住民基本台帳ネットワークが先にスタートしたというのが現状でございます。議会の方でも一般質問で再三質問されまして、14年度中に作成するということを回答させていただいたわけでございますが、きょうに至ったということでございます。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今部長から、国の情報公開法、個人情報保護法、この制定を待ってと、こういう説明がございましたが、ところが、ほかの自治体さん、結構取り組んでいるんですよ。これも14年4月1日現在の総務省のデータですが、当時の地方自治体3,288団体ございました。そのうちの65.7%、条例を制定しています。そして、規則とか規定を含めると80.1%までやっている。だから、国の個人情報保護法とは別に、それはそれとして、やはり必要だと思えばどんどんやっているわけです、こういうふうにしてね。近隣でも、郡内、どこが残っていたかというと、当麻町とうちだけです。それから広域7町、安堵町とうちだけ。やっぱりこういう状況ですから、まあ、おくればせながらここに提出された。私はそれなりに評価しています。していますが、一旦つくって運用していく上で、遺漏ないようにぜひやっていただきたいし、また、本当にこの条例で問題があれば、前向きに改正していく、しっかり早い時期に改正していくように、そういったことも含めてきっちりやっていただきたいというふうに要望いたしますが、いかがですか。
- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) 回答でございますが、上位法とも合わせた上で、当然幅広く柔軟性 を持って、プラスするものについてはプラスしていかなければならないと考えております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) それじゃ、その3、住基ネットの関連ですね、よろしくお願いします。
- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) 3番目の活用についてでございますが、本条例の附則の第3項のみなし規定で該当するものと考えております。

条例の適正な管理委託に伴う措置はもちろんのこと、個人情報の開示、請求等につきましても、本条を重視していかなければならないと考えております。

- 〇議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今、条例をしっかりこの住基ネットにも適用していくと、あるいはみなしという条項も含めてやっていくと、こういう答弁でございましたが、住基ネット、8月5日スタートですよね。先ほど言いました、下に8月25日にはカードを配布しますよというポスターまで出ておりました。ところが、この条例、施行されるのが10月1日ですね。約2カ月間空白ございます。空白ございます。つまり個人情報保護条例が施行されるまでの間、2カ月間なしでいかないかん。それで大丈夫なのかという点なんですが、やはりこの3月に片山総務大臣、住基ネットをやるについて、住民の不安や不信を除去するために、地方自治体に個人情報保護条例をつくるように強力に指導すると発言しておる。それから、矢祭町、ご存じですね。合併しないことで有名な矢祭町ですが、個人情報保護条例制定しない。これは言ったら議会が否決しているんですが、成立していないことを理由に住基ネットから離脱をしている、いまだ離脱しようとしている。こういうように、やはり個人情報保護条例と住基ネットの関連というのは非常に皆さん重視している中で、この2カ月間、条例なしできちっとやっていけるのかどうか。あるいは、当然やってもらわな困るんでね。そこのところいかがですか。
- ○議長(吉川米義) 総務部長。
- ○総務部長(松浦義弘) おっしゃるとおり、その日にちに合わせていければいいんですけれ ども、2カ月間というような幅を持たせていただいたのは、いろいろ原課とのやっぱり中身 の調整もやっていかなければいけないというのが、2カ月おくれる問題でございます。先ほ どから堀内議員がおっしゃっておるように、問題のないように頑張っていきたいと考えてお ります。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 2カ月、個人情報保護条例空白であっても、結果的には何もなくってよかったなということであってほしいし、そういう運用をぜひ住基ネットに関しては要望しておきたいと思います。

それじゃ、大きな項目の3のりそな銀行でございますが、答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉川米義) 会計課長。
- 〇会計課長(水上澄子) 質問の1番目ですが、上牧町のメーンバンクであるりそな銀行(旧

大和銀行合併後)が公的資金投入の申請を行った事態を踏まえ、公金管理と調達コストの観点から、どのように評価しているかとのことですが、本町の指定金融機関であるりそな銀行が公的資金注入を申請した件につきましては、りそな銀行からは心配をかけたおわびとともに、おおむね次のとおり報告を受けております。

不良債権処理、有価証券含み損処理、繰延税金資産の取り崩し等、財務体質の健全化を大きく進めた結果、15年3月期の自己資本比率が大幅に低下したために、金融庁より業務改善命令、いわゆる早期是正措置を受けた。このため、預金保険法第102条第1項第1号に定める措置の認定を受け、公的資金注入を申請し、財務上の課題の一掃を図ることとした。既に政府はりそな銀行を特別支援銀行に認定し、政府と日銀が一体となった支援を行うことが決定されております。また、預金保険法第102条第1項第1号に定める措置とは、銀行の再生を目的とした公的資金の注入であり、いわゆる破綻処理ではありません。

本町といたしましても、りそな銀行への公的資金注入は、金融危機を起こさない金融システム安定化の措置と理解しております。いわゆる破綻処理ではないことから、りそな銀行の業務は通常どおり行われています。これにつきましては小泉総理も、当然のこととして、りそな銀行においては引き続き通常の営業が行われ、預金等についても、種類を問わず全く問題は生じませんとの談話が発表されているところでございます。したがいまして、公金の収納及び支払いに係る業務におきましても、何ら支障はないところであり、引き続きりそな銀行を指定金融機関とすることに問題はないと考えております。

今後のりそな銀行の経営状況等につきましては、従来同様に、随時報告を受け、留意して まいりたいと考えております。

- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 今、会計課長の方から、極めて優等生の答弁がございました。おおむね、かなり細かいところがございますので、大体政府がこの公金投入を決めたときの説明を、そのまま銀行が説明の文書として使っているという印象でございます。国会等でも議論されましたし、また新聞そのほかマスコミでも取り上げられておりますので、いろんな見方があると思いますが、私は、やはりこの公金管理と資金の調達コスト、ここのところは、まあ、銀行が大丈夫と言っていますから大丈夫なんですと、本当に石橋をたたいて渡るぐらいのつもりでやっぱりやっていただかないといけないかなと思っております。

それで、ちょっとお聞きしますが、この預金残高と預金総額ですね。預金残高、りそな銀行のね。細かい数字結構でございます。土地開発公社を含めての取引なんですが、全体の町

の預金の中で、大体どのぐらいの割合なんですか。

それともう1つ、この借入残高なんですが、借入総額に占める大和銀行の割合。この場で ございますので、細かい数字は結構でございますが、おおよそどういう割合になっているの か。つまり預ける方と、それから借入の方と、開発公社を含めてですね。ざっとした数字で 結構です。いかがでしょう。

今すぐはちょっと無理なようですので、また後ほど教えてください。要は、先ほどの答弁で、メーンバンクであるということは間違いない。それから、同時に指定金融機関という言葉も出てまいりました。今後も引き続き、りそな銀行を主要銀行、メーンバンクとして取引し、指定金融機関として取引してまいりますよと、これが一番結論かと思いますので、ならば、公金管理の安全性と資金の調達コストですね、ここのところは、大丈夫と言うんだけれども、私がお聞きしたいのは、特に資金調達コストなんですよ。で、先ほど課長からお話しございましたように、りそな銀行、今後、本当に厳しい経営再建を迫られます。それは公的資金投入の大前提でございますから。そうなりますと、いろんなことが言われています。もうやめていく役員が無報酬、つまり役員報酬は退職慰労金は一切支給しませんよ、それから職員は給与は3割カットしますよ、ことしは賞与は一切ありませんよ、それから人員整理もやりますよ、店舗統合もやりますよと、こういうふうになります。そのほかにもいっぱいあると思います。

こういうふうに非常に厳しい経営再建が進められたときに、当然常識的に資金コスト、つまり町が借り入れるコストというのは他行よりは高くなるだろうと。つまり、りそな銀行からいえば、少しでも割よく貸さないと経営再建に役立たないわけで、そこのところは私一番懸念している。今、自由競争ですから。昔のように護送船団方式で、大体借り入れ、つまり貸し出し金利ですね、つまり利用者側からいえば、町側からいえば借入コストは、大体どこで借りてもえろう変わらんと、A行、B行変わらないという時代だったけれども、今は自由競争です、基本的には。これは個人も含めてそうですよ。で、当然ここの資金コストは他行よりは割高になるであろうという予測が十分つくんですが、その点は、収入役、どういうふうに考えておられますか。これ、大事なところなんでね。

- 〇議長(吉川米義) 収入役。
- ○収入役(浅芝辰夫) ただいまの質問ですが、次の2番の質問と絡みがあろうかと思います。 それで、まず、当町が資金不足に陥った場合に借り入れする金利につきまして、りそな銀行、 今の状態ですので、非常に高いんと違うかというお話でございます。確かに法定金利よりか

は下げておりますけれども、他行と比べた場合に、やはり割高でございます。そういうことで、私どもの方といたしましては、やはり財政事情もございますので、金利の安い低いところを探しながら、低いところで借り入れをしておると。何もりそな銀行だけに1行だけに限って、指定金融機関と言いつつも1行だけに限って取引をしているんではないと。またその逆もございます。預け入れをする場合に、ちょっとでも高いところがあればそこで預け入れをするとか、そういう柔軟性を持った資金管理をやっております。

- 〇議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 私、当然だと思うんです。ただ、それだったら、収入役、メーンバンクという位置づけは、指定金融機関はよるしいやんか、置いとくとして。メーンバンクであるという位置づけは、これは主要取引銀行という意味ですから、やっぱり預ける方も借りる方も一番そこがパイプが太いということになるわけですから、私は、メーンバンクという位置づけはもうおやめになって、そして当然ほかに金融機関いっぱいありますから、危険分散を図っておやりになってはどうかと思いますが、いかがですか。
- ○議長(吉川米義) 収入役。
- ○収入役(浅芝辰夫) 預け入れ先等につきましては、確かに銀行等がたくさんございます。 信用金庫、農協等も含めましてたくさんございます。ところが先ほど言いましたように、金利の高いところを優先的に利用はするんですけれども、やはり収納代理店等々ございまして、 やはりどこか 1 行を指定金融機関として収納すると、していただくということも必要でございます。 やはりその中でも、りそな銀行、今日まで指定金融機関として重要な取引行として 町としても今日までやってきておりますので、それについては今後もメーンバンクとして取引をしていきたいというように考えております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 「あと3分です」という紙をいただきました。指定金融機関、結構です。ただ、今までからの取引を考えて、メーンバンクとしてというのは私は納得できない。理解できない。今後もこのりそな銀行に対して国の公的資金の投入、それから経営再建計画、いるいろ動きがあると思いますので、またその状況も見ながら、あるいは市場の反応も見ながら、また議論する機会が多々あるかと思いますので、きょうはこれで終わらしていただきますが、どこまでも公金の管理と、それから資金調達の点につきましては、今申し上げたような趣旨を十分踏まえていただいて、遺漏ないようにぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、よろしいございますですか。ご答弁お願いします。

- ○議長(吉川米義) 収入役。
- ○収入役(浅芝辰夫) 確かに資本注入を受けたということでの懸念は懸念として私どもも持っております。ところが、国内金融行としての資本比率が4%を割ったということでの資本注入でございますけれども、国費を投入した結果、その資本比率が12%ぐらいになるだろうということで、不良債権等につきましては産業再生機構の方に移行されると、RCCの方に移行されると。あと、銀行として健全経営をされていくだろうということで、当面、りそなの銀行経営について安定していくだろうと。また安定してもらわなくては困るわけですけれども、それを期待いたしております。
- ○議長(吉川米義) 堀内議員。
- ○5番(堀内英樹) 承っておきます。 これで私の一般質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。
- ○議長(吉川米義) 以上で、5番、堀内議員の一般質問を終わります。